

よりば路^{みち} 施設利用要綱

(目的)

第1条 多目的ホール「よりば路」(以下「よりば路」という)の設置・管理及び利用について必要な事項を定める。

(運営委員会の設置)

(「よりば路」運営委員会)

第2条 「よりば路」について運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は「よりば路」の目的に沿った各種事業を適正に行なうため、運営に必要な事項全般について企画・立案・評価等を行なう。なお、具体的な運営については、それぞれ責任者・担当を決めて実施する。

※「よりば路^{みち}」の目的

社会福祉法人八幡福祉協会の施設として当館の事業の用に資すると共に、地域住民に多目的に利用してもらうことにより地域福祉に貢献する。

(委員会)

第3条 委員会は、理事長・施設長・副施設長・各事業所長をもって構成する。

(「よりば路」の利用)

第4条 「よりば路」の施設(以下「施設」という。)は、「よりば路」の目的に反しない限りにおいて、地域の一般の利用に供することができる。

第5条 施設の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。施設長が必要と認めた場合は、管理上支障のない範囲内において、利用時間を変更することができる。

第6条 施設を利用するものは、あらかじめ社会福祉法人八幡福祉協会に事前に登録をしたうえで、利用の都度申請し許可を受けなければならない。

第7条 社会福祉法人八幡福祉協会は、管理上必要があると認めるときは、前条の許可に当たって条件をつけることができる。

第8条 次の各号の一に該当するときは登録及び施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 政治活動のために利用するものと認めるとき。
- (3) 宗教目的のため利用するものと認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他社会福祉法人八幡福祉協会において、適当でないと認めるとき。

(条件変更、許可の取消)

第9条 次の各号の一に該当するときは、社会福祉法人八幡福祉協会は登録の抹消または利用の条件を変更し、利用を停止し、又は許可を取消することができる。

- (1) 利用許可の条件に違反したとき。
- (2) この規程に違反したとき。
- (3) 「よりば路」事業に供するため、社会福祉法人八幡福祉協会が緊急に利用する理由が生じたとき。

2 前項の規定による利用の条件の変更又は取消しによって利用者に損害を生じても、社会福祉法人八幡福祉協会はその責を負わない。

(利用料)

第10条 利用者は、「よりば路」利用要領に定める設備利用料を納付しなければならない。

2 前項の利用料は、社会福祉法人八幡福祉協会が特に必要と認めるときは、これを減免することができる。

(利用料の還付)

第11条 既納の利用料は、還付しないものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者が利用前に利用の許可の取消し又は許可事項の変更の申出を行い、社会福祉法人八幡福祉協会が相当の理由があると認めたととき。

(2) 第9条第1項第3号の規定により利用を停止し、又は利用許可を取り消したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、利用者の責によらない理由により当該「よりば路」を利用することができなくなったとき。

(利用者の義務)

第12条 利用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

(1) 許可を受けた目的以外に利用し、又は権利を譲渡し若しくは転貸しないこと。

(2) 利用許可のない物件を利用しないこと。

(3) 建物付属物又は器具を滅失し又は損傷しないこと。

(4) 火災防止に注意すること。

(5) 利用後すみやかに原状に回復し清掃すること。

(6) その他社会福祉法人八幡福祉協会が指示したこと。

(設備の承認及び原状回復)

第13条 利用者が特別の設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ社会福祉法人八幡福祉協会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により設備又は装飾をしたときは、利用者は利用後すみやかにこれを撤去して原状に回復しなければならない。第9条第1項の規定により利用許可を取消されたときも同様とする。

3 利用者が前項の義務を履行しないときはその費用を利用者から徴収する。

(損害賠償)

第14条 利用者の責に帰すべき事由によって建物付属物又は、器具を汚損、破損又は滅失したときは、利用者においてその損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は社会福祉法人八幡福祉協会が決定する。

(利用規則)

第15条

「よりば路」を利用する者は、「よりば路」利用要領に基づき、善良なる管理者の注意を持って利用しなければならない。